



歳末たすけあい配分地域福祉活動団体・グループ助成（公募）

事業実施要領

- 目的 歳末たすけあい配分金により、福祉団体やボランティアグループ、市民団体、学校等が実施する福祉事業・活動に対して助成を行い、住民主体による地域福祉活動の推進を図る。
- 対象事業
- ・高齢者、障害児・者、児童等を対象としたボランティア活動や交流事業
 - ・地域住民を対象に、福祉活動への参加啓発、促進を目的とした研修会やイベントなどを開催する事業
 - ・市内の小中高等学校での福祉を目的とした部活動やクラブ活動、学年やクラス単位、子ども会単位でのボランティア活動や、交流活動など
 - ・その他、地域福祉の推進を目的とした活動
- 助成対象団体
- ・福祉およびボランティア団体・グループ、当事者団体
 - ・市内小中学校および学校に在籍もしくは拠点を置く部活動、クラブ、父母の会、子ども会など
 - ・その他市民および地域の福祉を目的とし勝山市内に活動拠点を置く住民、団体・グループ
- 助成額 1事業(団体)限度額10万円(但し、事業費総額の80%以内とする)
- 対象事業期間 概ね、年末を目途に実施する事業の期間
- 対象条件
- ・対象事業が公的援助、あるいは本助成以外の助成を受けていないもの
 - ・事業の実施にあたり、パンフレットその他資料等に「歳末たすけあい配分金」の助成を受けている旨の表記を行うものとする。
- 公募(申請)方法
- (1)申請 所定の申請用紙に事業内容(計画)等必要事項を記入し申請
 - (2)募集期間 令和6年4月3日(水)～5月24日(金)
 - (3)審査および助成先の決定
勝山市共同募金委員会の運営委員会にて審査を行います
また、プレゼンテーションによる審査を実施することもあります。
助成の諾否は、審査後に改めてお知らせいたします。
 - (4)報告 事業終了後速やかに、所定の「事業報告書」(および決算書)に記入し報告を行い、精算を行う。